

研修ニュース

〒518-0814 三重県伊賀市上友生 785 番地

TEL&FAX : 0595 (21) 8839

E-Mail : iga-ken@iga.ed.jp



研修講座 B-16 人権・同和教育基本講座①

「教科書無償化の取組」

【講師】 伊賀市教育委員会 指導主事 富田 敦子先生

「差別解消三法、差別解消条例について」

【講師】 伊賀市教育委員会 指導主事 大垣内 亜紀先生

7月29日（月）に研修講座「人権・同和教育基本講座①」を実施しました。講義の前半は、伊賀市教育委員会の富田指導主事より「教科書無償化の取組」についてご講義いただきました。

富田指導主事からは、教科書が無償になるまでの人々の暮らし、部落差別の現実から運動が始まり、教科書無償制度が実現するまでの取組について学びました。



1960年頃、貧困によって教科書を買えないだけでなく学校に行きたくても行けない子ども、行けたとしても新しい教科書を持つことができなかつた子どもがいました。このような状況から「子どもたちを学校に行けるようにさせたい」「新しい教科書で勉強させたい」という被差別部落の保護者たちや地域の人々の声があがりました。保護者は学習会の中で憲法26条に「義務教育はこれを無償とする」とあることを学び、教科書無償化の運動に取り組んでいきました。この運動は、「被差別部落の子どもたちだけでなく、1人残らずすべての子どもたちに無償で教科書が配られるように」という思い



のもと取り組んだ運動でもありました。粘り強く取り組んだ運動の結果、1962（昭和37）年3月31日「教科書無償法（略称）」が公布、翌日施行されることとなりました。ここで紹介した話はほんの一部ですが、年度初めに子どもたちへ教科書を配布する際、どんな話をして配付されるか今一度考える機会にさせていただけると幸いです。

講義の後半は、大垣内指導主事より、「差別解消三法、差別解消条例」についてご講義いただきました。はじめに、わたしたち教職員は人権問題を解消する重要な責務があること、これらの法律・条例を知るだけでなく、人権問題を考える機会にしてほしいという話がありました。

次に、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」について学びました。条例の前文にもあるように当事者であるという認識をもつこと、つまり他人事ではなく自分事として考えること、学び続けなければ子どもたちにも正しいことを伝えることはできないということを改めて確認することができました。本講座で学んだことを各校・園で還流いただきますようよろしくお願いいたします。

アンケートより 【一部抜粋】

・差別解消三法について聞いたことはありましたが、詳しい内容までは知らなかつたので学びの機会となりました。特に印象に残ったこと言葉は思いやりや優しさでは差別はなくならず、正しい知識とその知識を自分事として考え、自分ならどうするかを常に問い続けていかなければならないと思いました。（中）

・教科書無償化に向けた運動の話から今の状況があるのは当たり前ではないことや自分たちの権利・状況を保障するため学び続けることが重要であることを学びました。（小）